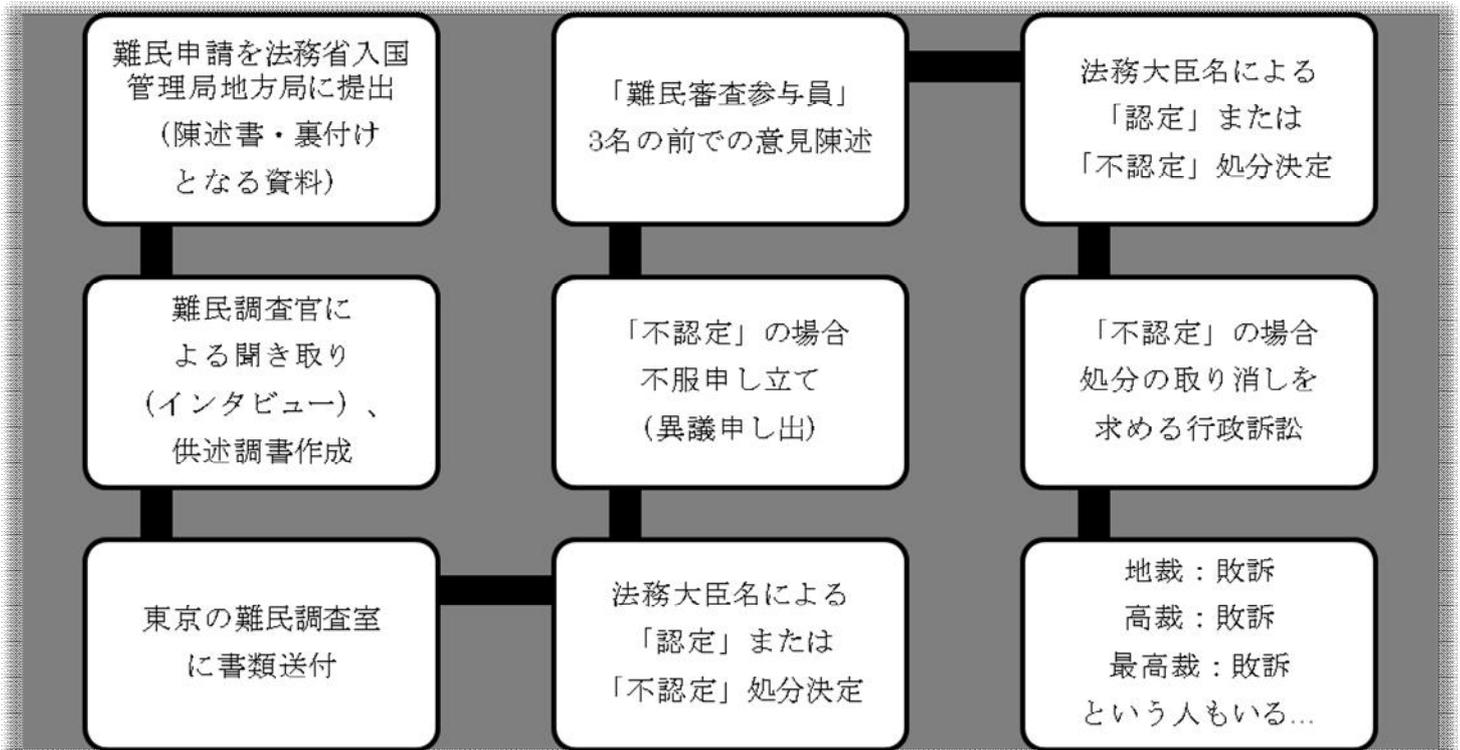


難民申請の流れと問題点



A 「証拠」を求める難民認定

難民たちは、難民であることを説得できる「完全な証拠」の提出を求められます。ある組織に所属していたこと、あるいはある集会に参加していたこと、あるいは令状なしに拘束されたことを証明する文書証拠、などです。しかし難民は迫害を受け、命からがら祖国を逃れた人が多く、その証拠を持ち合わせていない場合がほとんどです。また審査のためのインタビュー調査や、申請者に対する情報提供の際の通訳の制度が整っていないため、申請者に対する十分な情報提供がされていません。

B 参与委員制度の欠陥（中立性、公平性の欠如）

難民認定の一次審査と、異議申出を受ける際の二次審査とも「入管法違反者」を取り締まる入国管理局が行うため、難民審査の中立性と公平性が確保されていません。異議申出の二次審査に関与する参与委員制度の参与委員の任命権は、事実上入管が持っており、参与委員の中立性、公平性が確保されておらず、参与委員は入国管理局の下請となっているのが現状です。

C 立証の機会を奪う難民申請者の収容

入国後すぐに申請すると仮滞在許可が与えると法律に謳われています。しかし2006年8月から、2007年待たずには許可されていません。UNHCRから難民と認められた人も「逃亡の恐れあり」との理由で収容されています。難民申請者のほとんどは、「入管法違反者」として収容されます。仮放免されなかった難民申請者は収容され、手足を縛られた状態で、自分が難民であることを立証しなければなりません。それゆえ収容された難民申請者が難民であることを立証することは不可能近いと言えます。

D 入管の判断に追従するだけの裁判所

難民と認められなかったた多くの人が裁判を起しています。しかし言葉も通じない国での裁判は多くの苦勞があります。国は、難民たちが苦心して集めた証拠や証言の価値を否定する主張を繰り返します。難民申請制があることも知らない段階で入管職員が作成した供述調書をたてに、難民が嘘つきだと主張します。裁判官は、国の勝たせるための不都合な証拠をゴッソリ無視する、強引な証拠解釈を行うなどによって、不認定処分を追従する判決文を作文しています。・・・ほとんどの人が裁判を起しても負けてしまいます。